

静岡県告示第103号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年2月21日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

壺之上A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
伊豆の国市		壺之上	寺山	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	213-6 1号
			〃	213-1 2号
			〃	213-1 3号
			〃	213-7 4号
			〃	226 5号
			〃	226 6号
			〃	227-7 7号
			〃	226 8号
			〃	224-7 9号
〃	池田 192-4 10号			